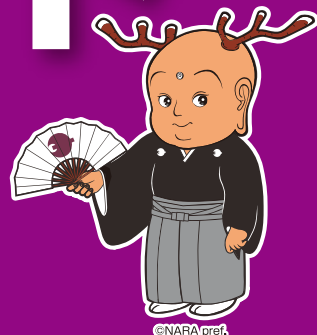


奈良県

令和7年度 優遇制度 編

企業立地ガイド

歴史・文化・自然に恵まれた環境で、
御社の新しい一歩を



©NARA pref.

郡山下ツ道 IC



御所 IC 工業団地



唐院・結崎工業団地



昭和工業団地



奈良県

奈良県の充実した優遇制度一覧

	名 称	概 要 (要件等の詳細は各頁を必ずご確認ください)	頁
① 補助金	☐ 企業立地促進補助金	対 象：製造業の工場・研究所を立地する中小企業者、特定の物流施設を立地する中小企業者 要 件：固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が6.5億円以上 等 補助内容：固定資産投資額の10% 等 補助金額：最大2億円	02
	☐ データセンター立地促進補助金	対 象：データセンターを立地する企業 要 件：固定資産投資額（土地を除く）5億円以上かつ県内新規常用雇用者10人以上 等 補助内容：固定資産投資額の5% 補助金額：最大2億円	02
	☐ 地方拠点強化促進補助金	対 象：常用雇用者が100人以上の営利企業、知事が認める非営利の学術・開発研究機関 要 件：固定資産投資額（土地を除く）が3,500万円（中小企業者1,000万円）以上 かつ県内新規常時雇用者5人（中小企業者1人）以上 等 補助内容：固定資産投資額の10% 補助金額：最大1億円	03
② 税制優遇	☐ 法人税等の課税の特例 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要 件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が1億円以上 等 支援内容：機械装置等…50%特別償却（最大）または5%税額控除（最大） 建物等…20%特別償却または2%税額控除	11
	☐ 不動産取得税等の課税免除 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	要 件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業関連業種は5,000万円超） 支援内容：建物・附属設備・構築物及びそれらの敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る） の取得にかかる不動産取得税等を免除	11
	☐ オフィス減税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要 件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物の取得価額が3,500万円以上 （中小企業者1,000万円以上） 支援内容：（移転型）建物等の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7% （拡充型）建物等の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%	13
	☐ 雇用促進税制 (地域再生法に基づく優遇制度)	要 件：適用年度とその前事業年度、前々事業年度に事業主都合による離職者がいないこと 支援内容：雇用者増加数に応じ、税額控除→（移転型）新規雇用者数1人あたり90万円 等、 （拡充型）新規雇用者数1人あたり30万円 等	13
	☐ 法人事業税の不均一課税 (移転型事業のみ) (地域再生法に基づく優遇制度)	要 件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上 （中小企業者1,900万円以上） 支援内容：3年間不均一課税	13
	☐ 不動産取得税の 課税免除及び不均一課税 (地域再生法に基づく優遇制度)	要 件：特定業務施設等に係る建物、建物附属設備、構築物等の取得価額の合計が3,800万円以上 （中小企業者1,900万円以上） 支援内容：特定業務施設等の用に供する家屋とその敷地である土地（取得後1年以内に着工したものに限る） の取得に対して課される不動産取得税を（移転型）課税免除、（拡充型）10分の1に軽減	13
	☐ 奈良県独自の企業立地促進の ための法人事業税の軽減	要 件：総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上（移転に伴う場合は、建築面積が 3,000㎡以上増加することが必要）かつ県内新規常用雇用者10人以上 支援内容：所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減（最大3億円）	15
	☐ 【過疎地域】 特別償却、事業税 及び不動産取得税の軽減	対象区域：五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、高市郡、吉野郡（大淀町除く） 要 件：取得価額の合計額が事業の区分に応じ定める額以上のもの 等 支援内容：（特別償却）割増償却5年間 機械・装置等…32%、建物等…48% （事業税）3年または5年間課税免除、（不動産取得税）課税免除	16
③ 金融支援	☐ 日本政策金融公庫による融資 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：7.2億円 貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準利率 運転資金：基準利率	07
	☐ チャレンジ資金【地域未来投資促進】 (制度融資) (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内 保 証 料：0.00%（信用保証協会の保証が必要※原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要）	07
	☐ (公財) 食品等流通合理化促進機構 による債務保証 (地域未来投資促進法に基づく優遇制度)	保証範囲：借入の元本、利息及び損害金の90%以内 保 証 料：借入元本に係る保証残高の0.8%以内	07
	☐ 日本政策金融公庫による融資 (地域再生法に基づく優遇制度)	貸付限度：7.2億円 貸付利率：設備資金：2.7億円まで特別利率、2.7億円超基準金利 運転資金：基準金利	13
	☐ 県内市町村による優遇制度	県内市町村による各種優遇制度がございます。	17

企業立地促進補助金

最大2億円

雇用の創出や県内での取引拡大などで地域活性化につながる、工場・研究所等の立地を支援します。

対 象 企 業	次の いずれか に該当する中小企業者*（みなし大企業*を除く） ①製造業の工場・研究所を立地する企業 ②特定の物流施設*を立地する企業 ③県内に立地している①、②の施設などを機能強化する企業 ※機能強化とは、建物の改築、改修その他の方法により、生産又は研究開発の機能を強化すること				
対象となる事業	着工*の日から起算して3年（50億円以上の投資の場合は5年）以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が6.5億円以上 次の条件に該当する企業は、要件が緩和されています（下線部） ・県南部・東部地域へ立地する企業 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が4億円以上 <table border="1"> <tr> <td>南部地域</td><td>五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）</td></tr> <tr> <td>東部地域</td><td>宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村、御杖村）</td></tr> </table>	南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）	東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村、御杖村）
南部地域	五條市、御所市、高市郡（高取町、明日香村）、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）				
東部地域	宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村、御杖村）				
補 助 金 の 額	限度額を2億円とし、固定資産投資額の10%を交付（p.05、06参照）				
加 算 金	南部・東部地域振興補助金（加算金） ・県南部・東部地域に立地する場合 ■ 固定資産投資額 5億円以上で1,000万円を加算 ■ 固定資産投資額 10億円以上で2,000万円を加算（※上記限度額を超えて定額交付）				

奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

データセンター立地促進補助金

最大2億円

データセンターの立地を支援します。

対 象 企 業	データセンターを立地する企業
対象となる事業	着工の日から起算して3年以内に、以下の要件を満たし操業開始する事業 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 かつ 県内新規常用雇用者*が10人以上 かつ 県内総従業者*数10人以上純増
補 助 金 の 額	限度額を2億円とし、固定資産投資額の5%を交付（p.05、06参照）

*用語の説明はp.04を参照

地方拠点強化促進補助金

最大1億円

県外からの特定業務施設（詳細についてはp.14を参照）の移転、県内の特定業務施設の拡充を支援します。

対 象 事 業 者	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（p.13、14参照）を活用する事業者で、次のいずれかに該当する事業者 ①常用雇用者100人以上の営利企業 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの*であって非営利の学術・開発研究機関*
対象となる事業	事業者が作成し知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された事業であって、着工の日から起算して3年以内に、以下のすべての要件を満たし操業開始する事業 固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が3,500万円（中小企業者*1,000万円）以上 かつ 県内新規常時雇用者*が5人（中小企業者1人）以上 かつ 県内総従業員数5人（中小企業者1人）以上純増
補 助 金 の 額	限度額を1億円とし、固定資産投資額の10%を交付（p.05、06参照）

*用語の説明はp.04を参照

投資にかかる注意点

■ 対象外の事業について

- ・国又は県の他の補助金の交付を受ける見込みである事業又は交付を受けた事業については対象外となります。
- ・過去10年以内に同一の敷地において投資を行い、県からの補助金を得ている場合対象外となります。
- ・償却資産（機械設備）のみの投資は対象外となります。

■ 固定資産投資額について

- ・固定資産税の課税対象である家屋・償却資産であり、工場等の事業の用に供するものが補助の対象です。（固定資産税の対象外である、無形固定資産や少額資産、車両等は除きます。）
- ・工場等の事業の用に供しないもの（植栽、福利厚生施設、寮等）は補助の対象外です。
- ・土地の取得に要する経費、解体・撤去費用は補助の対象外です。

雇用にかかる注意点

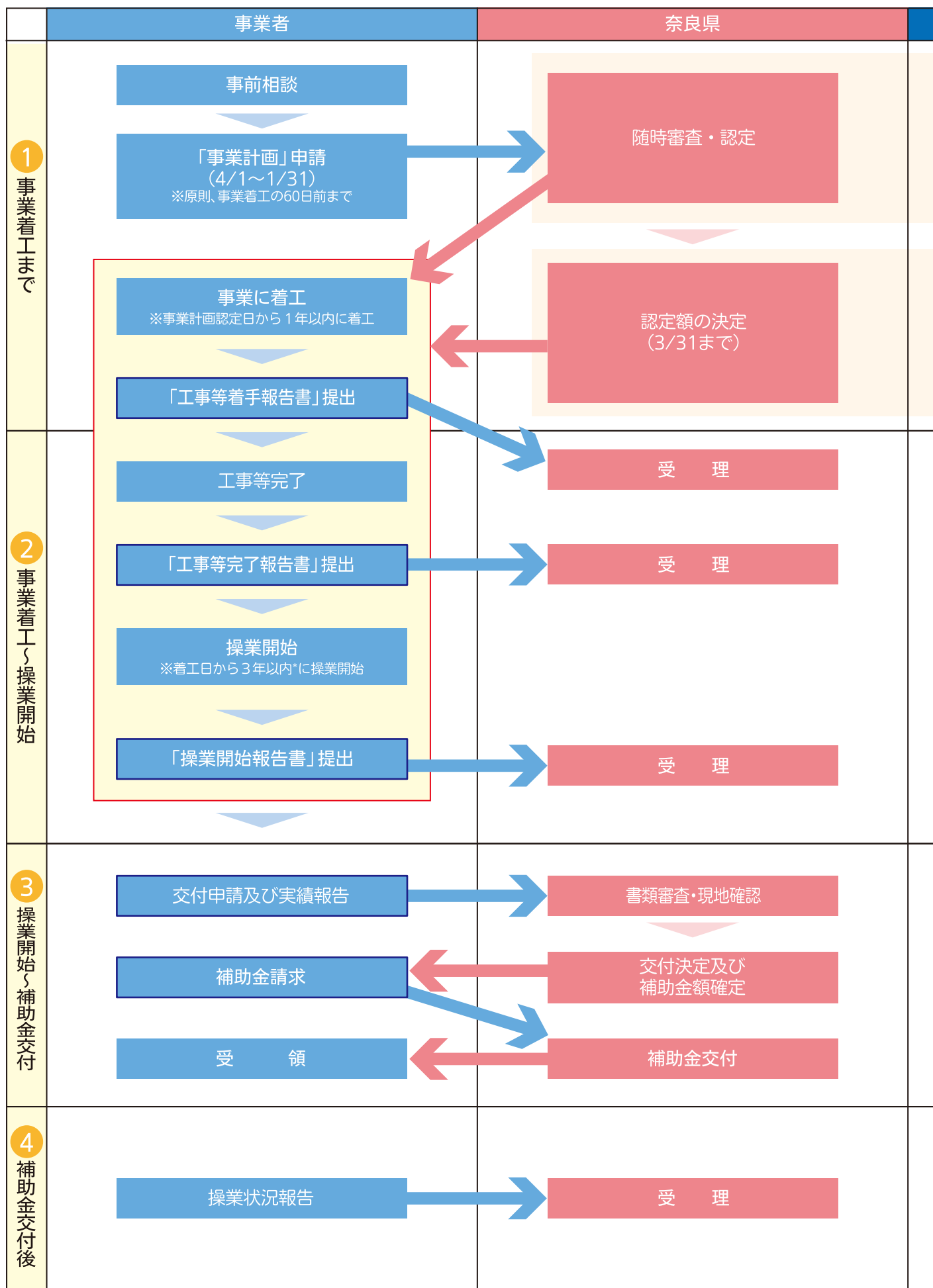
■ 県内新規雇用者の例

- 奈良県在住者を新規で雇用し、当該施設に勤務させる場合
- 県外の施設に勤務していた他府県在住の雇用者を当該施設に異動させ、かつ当該雇用者が奈良県に引っ越して住民票を移した場合
- × 県外の施設に勤務していた奈良県在住の雇用者を当該施設に異動させた場合

用語の説明

用 語	説 明
中小企業者	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう ※製造業の場合…資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社 並びに常時雇用する従業員数が300人以下の会社及び個人 ただし、地方拠点強化促進補助金における中小企業者は中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者をいう
みなし大企業	以下のいずれかに該当する中小企業者をいう（※大企業とは、中小企業者以外の企業をいう） ①親会社が大企業である企業 ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している企業 ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている企業 ④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有する企業 ⑤①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の全てを占める企業
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のインターチェンジ（予定地を含む。）、工業団地等）又は卸売市場から2kmの区域内に立地し、次の①から③までのいずれかを有する倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する倉庫であって、運送及び保管を一体的に行うもの ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備
着工	立地又は機能強化のため、造成工事、建物の建築工事、機能強化に係る工事その他の取組（例 設備の導入、雇用）に着手することをいう
常用雇用者	以下のいずれにも該当する者 ①雇用期間の定めのない者 ②雇用保険法第4条第1項の被保険者であって、同法第7条の規定による届出により同法第9条第1項の確認を受けた者
県内総従業員	県内の事務所または事業所において業務に従事する雇用者で以下2つのいずれかに該当するすべての者 ①雇用保険被保険者のうち、雇用期間の定めがない者、または1年以上雇用が継続される見込の者 ②労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
県内企業の技術研究開発促進地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であって研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」（学術・開発研究機関）に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
常時雇用者	雇用保険被保険者であって、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者（常用雇用者） ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者

申請フロー



奈良県の充実した優遇制度
補助金

地域未来投資促進法
に基づく優遇制度

地域再生法
に基づく優遇制度

奈良県の充実した優遇制度
税制

特定の地域
で活用できる優遇制度

県内市町村
の優遇制度

申請にかかる注意点

■事業計画認定申請書の受付について

- ・事業計画の申請期間は4月1日から翌年の1月31日までです（随時受付）。
- ・申請書は原則として着工等を行う日の60日前までにご提出ください。

※提出の約3ヵ月～6ヵ月前にご相談ください。

■事業計画の認定について

- ・県は、申請いただいた事業計画を審査の上、随時認定します。
- ・事業計画認定の日から1年以内に事業を着工してください。（認定の日より前に事業を着工した場合、補助の対象外となります。）

■補助金の認定額（交付申請の上限額）の決定について

- ・県は、事業計画を認定をしたときは、当該年度の3月31日までに、当該事業計画に係る補助金の認定額を通知します。
県が当該年度に認定を行う補助金の総額が予算額を超えるときは、p2～p3に記載する補助金の額（固定資産投資額×補助率）にかかわらず、予算の範囲内で認定額を決定します。
事業者が操業開始後に補助金の交付申請を行う際には、この額の範囲内で行ってください。
※認定額の決定前に事業計画の変更がある場合は、すみやかに事業計画変更承認申請書をご提出ください。

■各種報告書の提出について

- ・各種報告書の提出時期は次の通りです。適切な時期にすみやかにご提出ください。
「工事等着手報告書」…事業の着工後
「工事等完了報告書」…建物建築等完了後
「操業開始報告書」…操業開始後
※上記報告書の提出がない場合、交付申請が行えません。必ずご提出ください。

■事業計画の変更・廃止について

- ・認定後、以下の計画変更がある場合、事業計画変更承認申請書をご提出ください。
(1)補助対象経費が認定時と比べ20%以上増減するとき
(2)操業開始予定日が奈良県の会計年度を跨いで変更するとき
・認定後、事業計画を廃止するときは、事業計画廃止承認申請書をご提出ください。

■操業開始について

- ・必ず、着工の日から起算して3年以内（企業立地促進補助金において投資額が50億円以上の場合は5年以内）に投資・雇用等の要件を満たし、操業開始してください。
※操業開始とは、投資要件、雇用要件等を満たし、工場等を稼働することのすべてを満たすことを指します。
※医薬品医療機器等法（旧薬事法）の許可にかかる期間は3年間から除外します。

■交付申請及び実績報告について

- ・交付の申請が可能となってから、すみやかに交付申請及び実績報告書をご提出ください。
- ・この際の申請額は、決定された認定額の範囲内の額となります。

■交付決定及び補助金額確定について

- ・書類審査及び現地確認を行った上で交付決定（補助金額確定）を行います。
- ・補助金は最長10年に分割して交付を行うことがあります。
分割して交付する場合、その旨と分割年数及び年度毎の交付額を通知に記載します。

■補助金交付後について

- ・操業開始の翌年度から10年間操業の維持に努めてください。
※遵守されない場合は、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ・県より操業状況報告書のご提出を求める場合があります。
- ・補助対象である資産を、補助金交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸与、担保に供する等の場合は、あらかじめ財産処分報告書をご提出ください。
- ・その他法令、例規または要綱に違反した場合、交付した補助金の返還を求める場合があります。

※ご不明な点等につきましては、県 産業創造課 企業誘致係（TEL.0742-27-8813）までお問い合わせください。